

「令和7年度障害福祉サービス事業所（共同生活援助）に係る説明会（集団指導）」

受講確認票 確認問題の解答

群馬県監査指導課第三係

○確認問題1

身体拘束等の廃止・適正化のための取組について、誤っているものを1つ選択してください。

1. 身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上及び新規採用時に行う必要がある。
2. 身体拘束適正化検討委員会を年1回以上開催する必要がある。
3. 身体拘束等の適正化の指針を整備する必要がある。
4. 身体拘束廃止未実施減算を適用している場合、必要な措置を講じる必要はない。

<正答>

4. 身体拘束廃止未実施減算を適用している場合、必要な措置を講じる必要はない。

身体拘束等の廃止・適正化の取組を行っていない場合、身体拘束廃止未実施減算を適用するだけでなく、下記に示す必要な措置を講じる必要があります。なお、身体拘束を行っていない場合も同様に、下記に示す必要な措置を講じる必要があります。

- ① 身体拘束等に係る記録をすること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を年1回以上開催し、従業者に周知すること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上及び新規採用時に実施すること。また、研修の内容について記録すること。

(説明箇所：(2) 運営指導を通じての留意点について)

<基準省令（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第213条で準用する第35条の2他>

○確認問題2

業務継続計画について、誤っているものを1つ選択してください。

1. 業務継続計画は、感染症に係る計画と非常災害に係る計画を策定する必要がある。
2. 業務継続計画を策定していない場合でも、「感染症の予防及びまん延防止のための指針整備」及び「非常災害時に関する具体的な計画」の策定を行っている場合には、減算は特に適用されない。
3. 業務継続計画の策定は、令和6年4月1日から義務化されている。
4. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う必要がある。

<正答>

2. 業務継続計画を策定していない場合でも、「感染症の予防及びまん延防止のための指針整備」及び「非常災害時に関する具体的な計画」の策定を行っている場合には、減算は特に適用されない。

業務継続計画の策定は、令和6年4月1日から義務化されています。また、業務継続計画を策定していない場合、令和6年4月1日より業務継続計画未策定減算が適用されます。また、令和7年4月1日より、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的な計画」の策定を行っている場合であっても、業務継続計画を策定していない場合には減算が適用されます。危険発生時において迅速に行動ができるよう業務継続計画を策定し、適切な運営に努めてください。

(説明箇所：(2) 運営指導を通じての留意点について)

<基準省令(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第213条で準用する第33条の2他>

○確認問題3

個別支援計画について、正しいものを1つ選択してください。

1. 利用者の状態を熟知している担当職員(サービス管理責任者でない職員)が、モニタリング及び計画を作成していれば、サービス管理責任者が一切関与していないとも、個別支援計画は有効であり、個別支援計画未作成減算には該当しない。
2. 利用開始時にアセスメントを実施していれば、モニタリングをする必要はない。
3. サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない場合、個別支援計画未作成減算の対象となる。
4. 利用者等からの同意を得ることが難しい場合は、同意を得る必要はない。

<正答>

3. サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない場合、個別支援計画未作成減算の対象となる。

【個別支援計画作成の流れ】

個別支援計画の作成は、アセスメント → 計画原案作成 → 計画作成に係る会議 → 計画完成 → 計画の説明・同意・交付の手順によって行う。

個別支援計画は上記の手順に従い、サービス管理責任者が適切に作成する必要があります。モニタリングは少なくとも6月に1回以上は行い、計画の見直し及び必要に応じて計画の変更を行う必要があります。また、サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が策定されていない場合、個別支援計画未作成減算の対象となる点についても注意してください。

さい。

(説明箇所：(2) 運営指導を通じての留意点について)

<基準省令(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第213条で準用する第58条他>

○確認問題4

利用料について、正しいものを1つ選択してください。

1. 事業者が直接利用者等に求めることが適当である金銭であれば、「共益費」といった曖昧な名目でも徴収できる。
2. 実費負担の内訳、積算根拠はおおまかに計算することで足りる。
3. 利用料のうち、食材料費や共通費用については、定期的に精算し、残余金については、利用者又は家族等に返金する必要がある。
4. 利用者等に負担させることが適当であるものであれば、利用者等の同意を得なくとも、利用料として徴収できる。

<正答>

3. 利用料のうち、食材料費や共通費用については、定期的に精算し、残余金については、利用者又は家族等に返金する必要がある。

事業者が直接利用者等に求めることが適当である金銭であっても、「共益費」といった曖昧な名目で利用料を徴収することはできません。また、同意を得ずに徴収することもできません。加えて、実費負担の内訳、積算根拠はおおまかでなく、明確に計算する必要があります。

また、利用料のうち、食材料費や共通費用については、定期的に精算し、残余金については、利用者又は家族等に返金する必要があります。過徴収とならないよう、今一度、事業所でのご確認をお願いいたします。

(説明箇所：(2) 運営指導を通じての留意点について)

<基準省令(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)第210条の4、「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」(平成18年9月29日厚生労働省告示第545号 他)>